

「シアゾファミド」及び「トルフェンピラド」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1. 経緯

平成16年6月25日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「シアゾファミド」及び「トルフェンピラド」について、食品衛生法第12条の規定に基づき、農林水産大臣に対し資料提供につき協力要請を行ったところ、資料を入手したことから、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 各品目の概要

(1) シアゾファミド

本薬は、殺菌剤であり、2004年7月現在、小麦、ばれいしょ、はくさい等に登録があるが、残留農薬基準は設定されていない。今回新たにほうれんそう、こまつなへの適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、フランス、ドイツ、韓国等において登録されている。

(2) トルフェンピラド

本薬は、殺虫剤であり、2004年7月現在、だいこん、きゅうり、みかん等に登録があるが、残留農薬基準は設定されていない。今回新たにレタス、もも、かぶ等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。本農薬は国内で開発されたものであり、海外においてはいずれの国においても登録されていない。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「シアゾファミド」及び「トルフェンピラド」の2品目の食品中の残留基準設定について検討する。